

報告第2号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月9日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 5. 3. 30	愛西市早尾 町南川並 [REDACTED]	愛西市早尾町南川並地内の交差点 で、水槽付ポンプ車が左折するとき、 安全確認が不十分であったため、民地 内のコンクリート製の土台を跳ね上 げ、相手方に物的損害を与えたもの	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	分署警備第 2 (中野 健二)	68,464 円
	令和 5. 1. 20					